

都市計画道路 相原宮下線（相原2丁目～相原4丁目）

**都市計画法に基づく事業認可取得に関する
個別説明会**

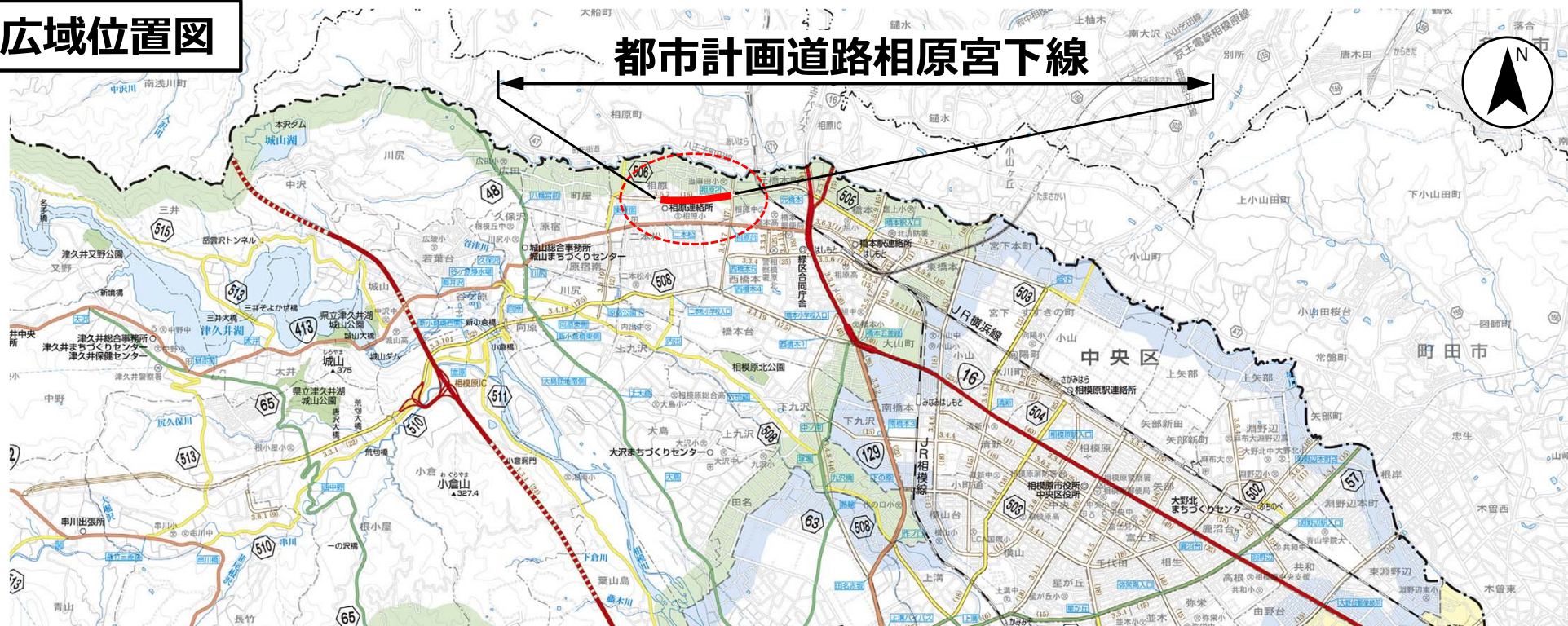
令和7年7月10日(木)～13日(日)

相模原市 道路整備課

用地・補償課

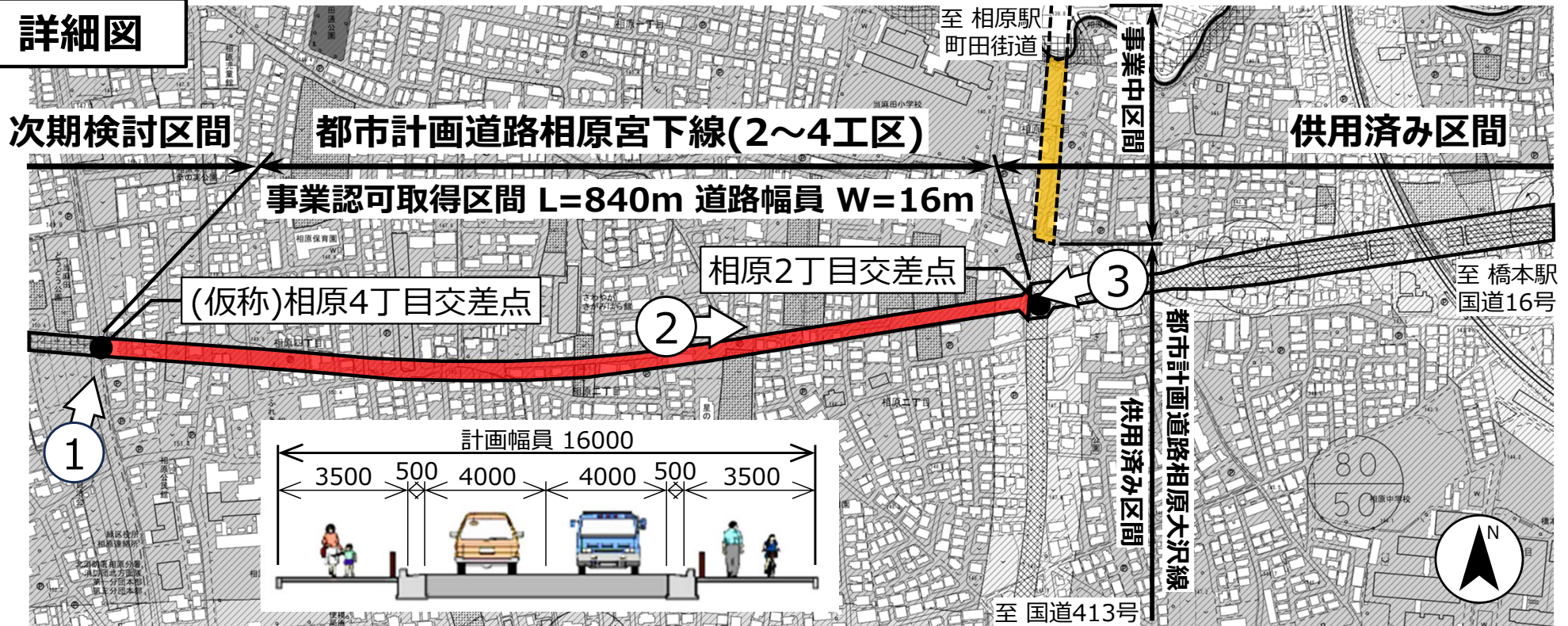
- 本路線は、相模原市緑区相原地域を東西に結び、橋本地区におけるリニア中央新幹線駅の開業に伴う交通量の増大に対応するとともに、津久井・城山方面との交通を処理する地域内幹線道路です。
- 周辺地域は、相模原市街地と町田街道方面を連絡する幹線道路が整備されておらず、生活道路への交通流入が多い上、付近には小学校が立地することから、通学児童が絡む交通事故の発生が懸念されます。
- このことから、本路線は、並行する幹線道路の渋滞解消や沿道地域一帯の交通の整序化に寄与します。

広域位置図



令和7年度は、用地測量を実施し、用地取得を行ってまいります。
なお、道路工事については、用地取得がおおむね完了した後の着手となりますので、現時点では、着工時期は未定です。（着工前に工事説明会を別途実施予定）

詳細図



① 起点 相原4丁目



② 用地取得状況



③ 終点 相原2丁目交差点

一般的な道路設計の流れ

【整備計画】



整備計画

…「第2次相模原市新道路整備計画」
優先整備箇所

概略設計

… 線形検討

【地質調査・路線測量】



ルート決定

予備設計

… 線形決定

地質調査

路線測量

… 中心線測量

【設計】



道路詳細設計

… 工事設計

道路区域決定

【用地測量】



用地測量

【用地取得】



用地取得

事業認可

現在

工事着手

埋蔵文化財調査



【工事】

工事完了

供用

確定測量

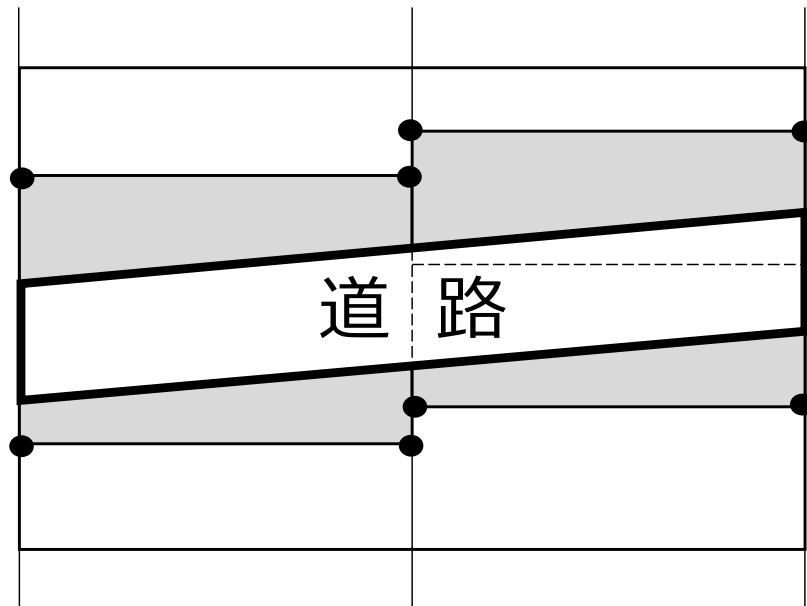


【供用】

維持管理

1 用地測量

担当：道路整備課



- 用地測量では、道路予定箇所の面積求積をするため、取得予定の土地全体の境界を測量し、確定する作業を行います。
- 土地の境界を決めるには、左図の白の部分、隣接の土地の方に立会協力をしていただき、境界の位置について承諾をいただく必要があります。

2 用地取得

担当：用地・補償課

市職員、委託業者がお伺いします

- 用地補償の説明
- 土地、建物などの調査
- 補償金額の算定、提示

市職員がお伺いします

- 契約締結と登記
- 建物等の移転と土地の引渡し
- 補償金の支払い

用地・補償課が順次、個別にご案内等いたします

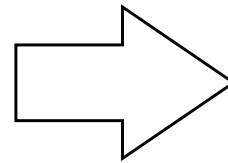
決定した都市計画事業は、市が神奈川県知事の認可を受けて施行（都市計画法第59条）

◆都市計画法に基づく制限について

都市計画決定時（昭和41年12月15日）

建築物の建築に関する許可基準
（都市計画法第54条）

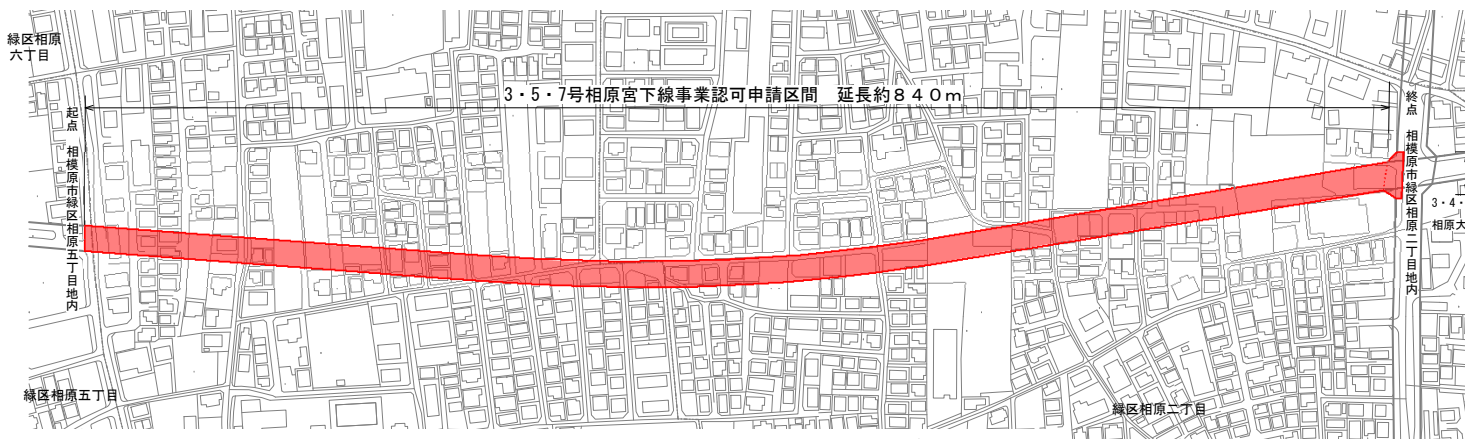
- 階数は2階以下（相模原市では、要綱により3階以下）
- 地階を有しない
- 木造、鉄骨造、コンクリート造その他これらに類する構造であること



事業認可取得後（令和7年3月28日）

- ① 建築等の制限
（都市計画法第65条）
- ② 有償譲渡の届出
（都市計画法第67条）
- ③ 土地の買取請求
（都市計画法第68条）
- ④ 土地収用法の適用
（都市計画法第69,70条）

◆事業認可区域 事業認可区域 = 用地取得範囲（赤着色部分）



* 神奈川県告示第190号

事業施工期間

令和7年3月28日

～令和13年3月31日

事業地

緑区相原2丁目、

相原4丁目、相原5丁目

※事業認可を受けた際の書類は、道路整備課で閲覧することができます。

① 建築等の制限（都市計画法第65条）

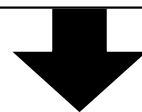
市長の許可が必要

- 土地の形質の変更
- 建築物の建築
- その他工作物の設置
- 移動の容易ではない物件の設置若しくは堆積

② 有償譲渡の届出（都市計画法第67条）

市に届出が必要

事業地内の土地建物等を有償譲渡する場合
→ 予定価格及び譲渡の相手先を記載した書面



届出後…

市は、届出後30日以内にその土地建物等を買取り可能
→ 市が買取りなかった場合のみ、他人に譲渡可能

※罰則：届出がなかった場合、50万円以下の過料（都市計画法第90条）

③土地の買取請求（都市計画法第68条）

収用の手続きが保留されている（土地収用法31条）ものの所有者

⇒ 市に対し、その土地を時価で買い取るべきことを請求できる

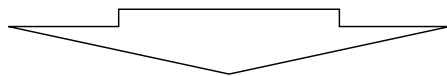
※ただし…

- その土地が他人の権利の目的となっていないこと
- 建築物その他工作物がないものに限る

現在、対象となる
土地はありません

④土地収用法の適用（都市計画法第69、70条）

- 事業認可の告示（令和7年3月28日）をもって、土地収用法の規定が適用される
- 土地収用法に基づく収用権が付与される



- 任意交渉でご協力いただけなかった場合…
 - 市は県の収用委員会に、裁決申請や明渡裁決の申立ができる
- 収用が認められた場合…
 - 補償金額が任意交渉よりも減る可能性がある
 - 税控除を受けられない

事業地の起終点(相原2丁目、4丁目)に下記内容の看板を設置します。



▲相原4丁目側看板

←
1.5m
→

お知らせ

相模原市が都市計画事業として施行する相模原都市計画道路事業三・五・七号相原宮下線及び三・四・一七号相原大沢線(関連外郭部)について、令和七年三月二十八日神奈川県告示第一九一号に基づき、事業を実施することとなりましたので、都市計画法の規定により次のとおりお知らせします。

1 事業概要

(1) 施行者の名称
相模原市

(2) 都市計画事業の種類及び名称
相模原都市計画道路事業三・五・七号相原宮下線
同 三・四・一七号相原大沢線
(関連外郭部)

(3) 事業施行期間
令和七年三月二十八日から令和十三年三月三十一日まで

(4) 事業地
相模原市緑区相原二丁目、相原四丁目及び相原五丁目地内

(5) 延長、幅員及び構造
延長約840m、計画幅約16m、標準的な構造は、歩道約三・五mを両側に、車道は片側一車両側通行とする予定です。

※ 事業地等を記載した関係図書は左記担当課で閲覧しています。

2 事業地内での手続

(1) 建築等の制限について
事業地内において、土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設移動の容積のない物件の設置や堆積を行うとする場合には、相模原市長の許可が必要となります。

(2) 土地建物等の売買の制限について
事業地内の土地建物等を有償譲渡しようとするときは、当該建物等、その予定価額の及び譲渡の相手方を左記に届け出る必要があります。この手続を行わないと、都市計画法の規定する罰則が適用される場合があります。

(3) 土地の買取請求について
事業地内の土地で、土地取用法第三十一条に基づく取用の手続が保留されているものの所有者は、相模原市に対し、当該土地を時価で買取るべきことを請求することができます。ただし、当該土地が他人の権利の目的となっていないこと、当該土地に建築物その他工作物等が無い場合に限ります。

(4) 土地取用法の適用について
事業地内の土地について、土地取用法の規定が適用されます。

※ 手続方法や届出に必要な書類等詳細については、お問い合わせください。

3 その他
このお知らせについて不明な点や詳細については質問のある方は、左記担当課へお問い合わせください。

相模原市都市建設局土木部道路整備課
住所 相模原市中央区中央二一十一十五
電話 〇四二一七五四一一二一(代表)

※相原2丁目側については、年内に設置予定です。

- ① 都市計画道路相原宮下線(相原2丁目～相原4丁目)の工事着手時期は未定ですが、道路整備に向け、用地測量や用地取得を進めていきます。
- ② 事業認可を取得したため、土地や建物等への制限が掛かっています。
- ③ 用地取得については、地権者様に個別にご説明等させていただきます。

お問い合わせ先

相模原市中央区中央2-11-15 市役所第一別館3階

事業、工事に関すること

道路整備課 電話：042-769-8360

用地の契約、補償に関すること

用地・補償課 電話：042-769-8263

受付時間：平日 9時～17時（12時～13時を除く。）

